

○子ども家庭庁告示第六号

児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十四号）の施行に伴い、内閣府の所管すること子ども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき子ども家庭庁長官の定める者（令和五年子ども家庭庁告示第七号）及び内閣府の所管すること子ども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める基準（令和五年子ども家庭庁告示第八号）は、令和七年十月一日限り、廃止する。

令和七年九月三十日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子